

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月19日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	北海道
3. 市区町村名	恵庭市
4. 届出番号	12
5. 独自利用事務の事例番号	31-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.eniwa.hokkaido.jp/www/genre/0000000000000/1418966003046/index

執行機関名 恵庭市長

地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(法定事務に係るものを除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	恵庭市営住宅条例による市営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	19	
③番号法別表第2の項	31	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		恵庭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の14の項 恵庭市営住宅条例(平成9年条例第18号)による市営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第1条	恵庭市営住宅条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、住宅を整備し、これを住宅に困窮する者に対し低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、健康で文化的な生活を営むことができる住環境を確保し、もって市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		恵庭市営住宅条例施行規則

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 4 号	恵庭市営住宅条例第8条
②事務の内容	公営住宅法第二十五条第一項の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務	市営住宅の入居の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 4 号 ハ	恵庭市営住宅条例第6条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 1 号 ニ	恵庭市営住宅条例第6条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 2 号	恵庭市営住宅条例第6条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報又は生活保護法第五十五条の四第一項の就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護実施関係情報又は生活保護法第五十五条の四第一項の就労自立給付金の支給に関する情報

事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 1 号	恵庭市営住宅条例第18条
②事務の内容	公営住宅法第十六条第一項又は第四項若しくは第二十八条第二項又は第四項の家賃の決定に関する事務	市営住宅の家賃の決定に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 4 号 ハ	恵庭市営住宅条例第18条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報